

平成27年度～29年度の介護保険料を決定しました 保険料の段階は14段階から16段階へ

介護保険料は、3年ごとに見直しています。第6期介護保険事業計画の計画期間(27年度～29年度)の保険料基準額は、月額5,900円です。所得などの状況に応じて決まる「保険料段階と保険料」をお知らせします。**【問合せ】介護保険課推進係(本庁舎2階)** ☎(5273)4596・☎(3209)6010へ。

●所得が少ない方への負担軽減策

区はこれまで、所得が少ない方への負担軽減に取り組む、国の標準段階における負担割合(基準額に対する割合)よりも低く設定しています。

第6期では、介護保険制度の改正による消費税を財源とした低所得者層への軽減割合の拡大を活用し、第1段階の方の負担割合を0.45から0.4に引き下げました。ま

た、消費税が10%へ引き上げられる予定の29年4月からは、第1段階～第3段階の負担割合をさらに軽減する予定です。

●負担能力に応じた保険料段階へ

より負担能力に応じた負担とするため、所得段階を14段階から16段階に細分化し、「本人の合計所得金額が3,500万円以上」の「第16段階」を新設しました。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(27年度～29年度)

※ 小数点第4位を四捨五入しています。

保険料段階	所得などの状況		基準額に対する割合	保険料		
				月額	年額	
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者		基準額×0.4	2,360円	28,320円	
	世帯全員が 住民税 非課税	本人が老齢福祉年金受給者				
第2段階		本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて	80万円以下	基準額×0.488※	2,880円	34,560円
	120万円以下					
	120万円超					
第3段階	本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税	80万円以下	基準額×0.7	4,130円	49,560円	
第4段階		80万円超	基準額×0.8	4,720円	56,640円	
第5段階	本人が 住民税 課税	本人の合計所得金額が	80万円超	基準額	5,900円	70,800円
第6段階			125万円未満	基準額×1.1	6,490円	77,880円
第7段階			125万円以上250万円未満	基準額×1.2	7,080円	84,960円
第8段階			250万円以上375万円未満	基準額×1.4	8,260円	99,120円
第9段階			375万円以上500万円未満	基準額×1.549※	9,140円	109,680円
第10段階			500万円以上625万円未満	基準額×1.849※	10,910円	130,920円
第11段階			625万円以上750万円未満	基準額×2.088※	12,320円	147,840円
第12段階			750万円以上1,000万円未満	基準額×2.449※	14,450円	173,400円
第13段階			1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.9	17,110円	205,320円
第14段階			1,500万円以上2,500万円未満	基準額×3.3	19,470円	233,640円
第15段階			2,500万円以上3,500万円未満	基準額×3.5	20,650円	247,800円
第16段階	3,500万円以上	基準額×3.7	21,830円	261,960円		

★合計所得金額…年金・給与・不動産・配当等の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類で計算方法が異なります)を控除した金額の合計です。(扶養控除・医療費控除・社会保険料控除・基礎控除等の所得控除をする前の金額です。土地・建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額をいいます。合計所得金額と住民税の納税通知書の「総所得金額」や、扶養控除・社会保険料控除などを除いた後の「課税標準額」とは異なります。合計所得金額が0円を下回った場合は、0円とみなします。)

介護保険料のお知らせをお送りしました 今回お知らせした金額は仮計算したものです

27年度の介護保険料は、26年中の所得を基にした27年度の住民税課税状況から決定します。27年度の住民税は6月に確定するため、今回お知らせした金額は、26年度の住民税課税状況と27年4月1日現在の世帯状況を基に、改定後の保険料額を適用して仮計算したものです。

●年金から引き落とし(特別徴収)の方

年金から引き落とされる介護保険料の金額を、4月8日(水)に「はがき」でお知らせしました。4月・6月・8月は仮徴収額として引き落とされ、10月・12月・28年2月に引き落とされる本徴収額は、27年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

●納付書または口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を、4月15日(水)にお送りします。納付書でお支払いの方には、納付書を同封しています。4月22日(水)までに届かないときは、介護保険課資格係へご連絡ください。

4月～6月分は、仮計算した金額をお支払いいただきます。7月分以降の確定した金額は、27年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

★3月中に65歳になった方

新宿区に転入した65歳以上の方等へ

次の方には、27年3月相当分(改定前の保険料を適用)の納付書も同封しています。4月分とともに、4月30日(木)までにお支払いください。

▶27年3月中に65歳になった方(昭和25年3月2日～4月1日生まれの方)、▶27年3月1日～27日に新宿区に転入手続きをした方、▶25年中の所得に変更があった方

★納付書でお支払いの方は口座振替のご利用を

保険料のお支払いには、納め忘れのない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」でお申し込みください。

※年金からの引き落としとして介護保険料を納めている方は、口座振替への変更はできません。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597へ。



民生委員・児童委員を委嘱

4月1日付けで、次の方が民生委員・児童委員に委嘱されました(敬称略)。

【榎町地区】杉原博(山吹町361) ☎(3235)6973
【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4080へ。

認知症の相談学習会

●認知症介護者相談

【日時】5月11日(月)午後2時～4時
【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名
【会場】区役所第1分庁舎2階 区民相談室
【内容】専門医の個別相談(西新宿コンシェルリアクリニク精神科医師)
【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。先着順。

●認知症・もの忘れ相談
【日時】5月21日(木)午後2時30分～4時30分
【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、4名
【内容】医師の個別相談(新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医)

【会場申込み】電話で四谷高齢者総合相談センター(三栄町25、四谷保健センター等複合施設4階) ☎(5367)6770へ。先着順。
●認知症介護者の学習会・交流会
病気の理解や対応、介護者の心理などを学びます。介護者同士の仲間づくりができる交流会も実施します。
【日時・会場内容】5月14日(木)午後1時30分～3時30分/百人町地域交流館(百人町2-18-21)：医師の講座「認知症という病気との向き合い方」
6月17日(水)午前10時～12時/西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)：ケアマネジャーの講座「介護者のための介護保険豆知識」
【対象】区内在住で認知症の方を介護する家族ほか、各20名
【費用】各回100円(交流会の茶菓代)
【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。先着順。

【郵送の対象】
▼65歳以上の高齢者がいる世帯
▼40歳～64歳で介護保険の「要支援」「要介護」認定者がいる世帯
※特別出張所、高齢者総合相談センターでも配布しています。
【問合せ】介護保険課推進係 ☎(5273)4596・☎(3209)6010、高齢者福祉課高齢者福祉企画係 ☎(5273)4591・☎(5272)0352(いずれも本庁舎2階)へ。

「介護保険べんり帳」 「高齢者くらしの おたすけガイド」を お届けします

「介護保険べんり帳(介護保険制度の仕組みやサービスの利用方法を紹介)」と、今年新たに発行した「高齢者くらしのおたすけガイド(高齢者向けのサービスや窓口などを紹介)」をお届けします。ご利用ください。
4月21日(火)・22日(水)に発送します。届かない場合はご連絡ください。